

調整計画では、武蔵野市長期計画条例（平成 23 年 12 月武蔵野市条例第 28 号）第 5 条に基づき議決された第五期長期計画の「施策の大綱」を前提とし、第五期長期計画の展望計画として託された施策の検討、長期計画策定時との社会状況の変化により求められる施策等について、本計画期間で取り組む主な事業を施策として示す。

I 健康・福祉

第五期長期計画の施策の大綱（議決事項）

1 支え合いの気持ちをつむぐ

地域福祉活動推進協議会や NPO などと連携して市民同士の良好なコミュニケーション構築への支援や地域福祉力の向上に取り組んでいく。また、お互いを認め合い、誰もが地域でいっしょに暮らしていくために、心のバリアフリーを推進していく。

2 誰もが地域で安心して暮らしつづけられる仕組みづくりの推進

すべての市民が、その年齢や状態にかかわらず、本人の意思に基づいて住み慣れた地域で安心して生活が続けられるよう、保健・医療・福祉・教育など地域生活に関わるあらゆる組織・人が連携しながら体系的、継続的に支援をしていくという地域リハビリテーションの理念の実現に向けた取組みを進める。

3 誰もがいつまでも健康な生活を送るための健康づくりの推進

誰もが、穏やかで健やかに暮らしつづけられるように、市民一人ひとりが、こころの健康維持や増進を図るとともに、疾病予防、介護予防、食育など、生涯を通じた健康づくりに取り組むことができるよう環境を整備する。

4 誰もが地域でいきいきと輝けるステージづくり

地域における様々な活動において、誰もが自分に役割、出番があると感じることができるステージづくりを推進する。また、働く意志や希望をもつ障害者の雇用の機会拡大と、障害者にとって働きがいのある就労の支援をしていく。

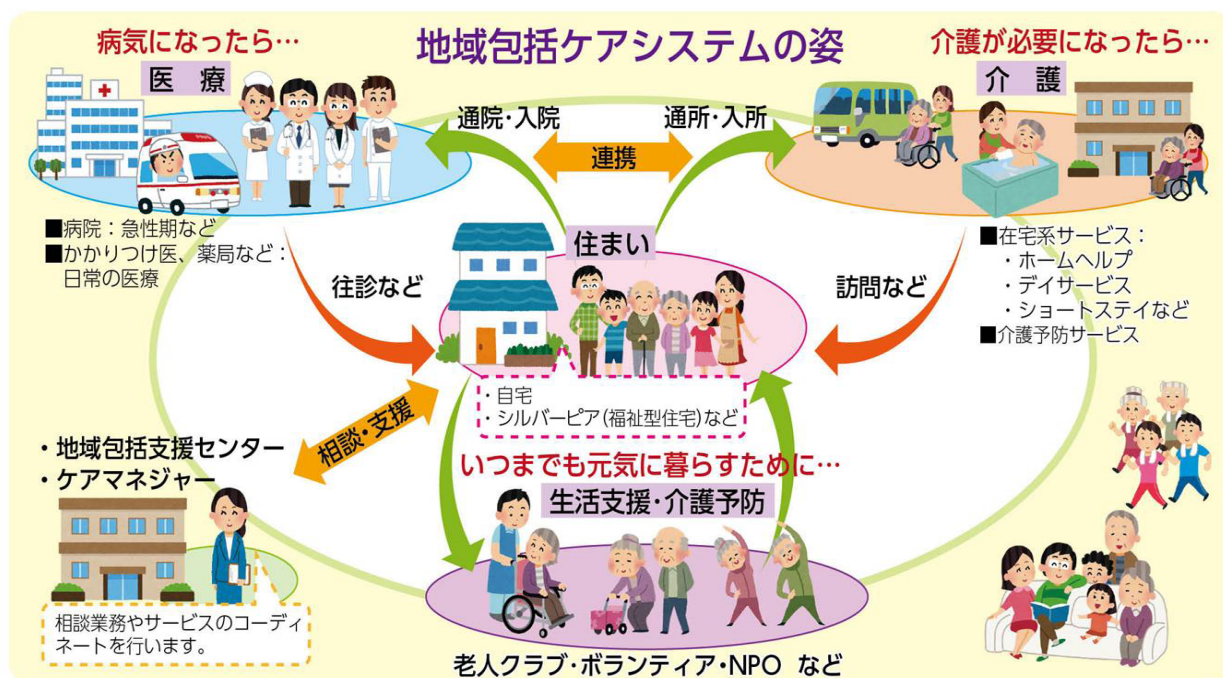
5 住み慣れた地域での生活を継続するための基盤整備

相談受付や在宅生活支援サービスなどを 24 時間利用できるような体制づくりを推進していくとともに、人材の育成や、福祉に関わる専門職の資質の向上に取り組む。公共施設の建て替えなど基盤整備にあたっては、多機能型・複合型の施設整備を推進する。ユニバーサルデザインを一層推進するとともに、自分らしくいられ、自分が必要とされていることが感じられるスペースや機会がごく普通にある地域社会の創出を行っていく。

この分野の施策は、誰もが互いを尊重し合い、支え合う気持ちをつむぎ、そして、多様な主体が支え合う力を発揮していくことで、年齢や障害の有無にかかわらず、住み慣れた地域で、心身ともに健康に暮らし続けられることを目的とする。

第五期長期計画策定以降、医療と介護の一体的な改革が進み、また、障害者差別解消法や生活困窮者自立支援法*などが施行され、様々な理由で生活に困難を抱える人を支える制度に大きな変化が起きている。これらの法制度の変化や後期高齢者の増加を見据え、これまでの自発的かつ主体的な市民主体の地域福祉活動の取り組みをより一層推進し、多様な主体による福祉課題解決に取り組む。

特に介護分野では、生涯住み慣れた地域で自分らしい暮らしを続けることができるよう地域包括ケアシステム*の構築が明記された。本市では、第五期長期計画の重点施策である「地域リハビリテーション」の理念に基づく「まちぐるみの支え合いの仕組みづくり」として、市民を含めたすべての関係者が一体となって推進する。そして、このような協働の仕組みを他の福祉課題の解決や、分野を超えた多様な社会問題の解決へとつなげていく。

基本
施策

1

支え合いの気持ちをつむぐ

団塊の世代が後期高齢者となる平成37(2025)年に向け様々な問題が顕在化する中、地域包括ケアシステム*の構築が法律に明記され、また、介護保険制度の大幅な改正がなされるなど、社会情勢の変化とともに、福祉施策を巡る状況も目まぐるしい変革の時期を迎えている。これらの変化に対応するためには、誰もが地域を支える担い手となり得るという意識を持ち、また、それを実現可能とするための仕組みづくりが必要である。

(1) 地域包括ケアシステム(まちぐるみの支え合いの仕組みづくり)の推進

重度の要介護状態になっても地域で暮らし続けられることなどを目標として、「地域包括ケアシステム*」が医療介護総合確保推進法に新たに明記された。本市では、この「地域包括ケアシステム*」を第五期長期計画の重点施策である「地域リハビリテーション」の理念に基づく「まちぐるみの支え合いの仕組みづくり」として、市

民を含めたすべての関係者が一体となって推進していく。

(2) 市民が主体となる地域福祉活動の推進

介護保険制度の大幅な改正により、要支援の方へのサービスのうち訪問介護・通所介護が市町村による新しい総合事業*に移行されることから、多様な主体によるサービス提供や、地域での支え合いの重要性はますます高まることが見込まれる。年齢や障害の有無にかかわらず、ボランティア学習や福祉教育、また、地域のイベントへの参加等を通じたボランティア活動への参加のきっかけづくりや、誰もが地域を支える担い手となる仕組みづくりを推進する。さらに、地域住民の主体的な参加を軸としたテンミリオンハウス*事業やレモンキャブ*事業等、地域における共助の仕組みである既存事業を充実するとともに、市民が主体となる活動に対する支援を推進する。テンミリオンハウス*については、空白地域における設置を検討する。



テンミリオンハウス

(3) 心のバリアフリー事業の推進

いかなる状況や状態にあっても、一人ひとりがその多様性を認められ、個人として尊重されるべきである。本市ではこれまでも各種講習会や啓発事業等の心のバリアフリー*事業を行ってきたが、平成28年に障害者差別解消法が施行されることに伴い、より一層教育機関や企業等とも連携し、心のバリアフリー*事業を推進する。

基本
施策

2

誰もが地域で安心して暮らし続けられる仕組みづくりの推進

すべての市民が生涯を通じて住み慣れた地域で安心して暮らし続けられるよう、保健・医療・介護・福祉等様々な分野における人や組織が連携し、体系的、継続的な支援を行うための仕組みづくりを推進する。

(1) 在宅生活を継続するための目標の共有化

住み慣れた地域で安心して暮らし続けられるような仕組みづくりを進めるためには、在宅生活の継続に向けて、症状の重度化予防や介護者が安心して介護できる環境づくりなど、行政職員や地域の専門職のみならず、市民を含めたすべての関係者が目標と情報を共有することが必要である。そのため、ケースごとに地域住民を含め様々な関係者が参加し、日常生活圏域レベル、市全域レベル等段階ごとに重層的に設置す

る地域ケア会議*を活用するなどして、多職種連携強化や情報共有などの取り組みを推進する。

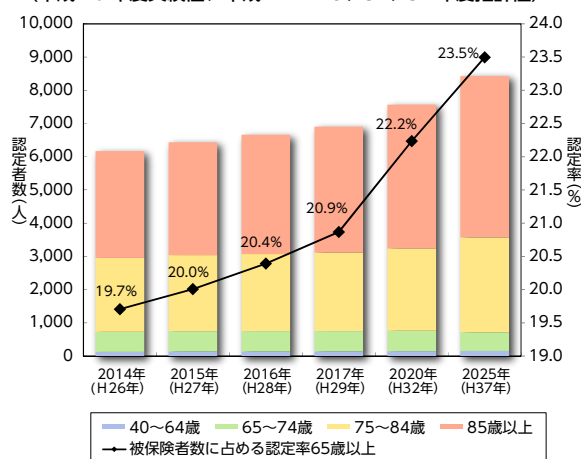
(2) 生活支援サービスの充実

在宅生活の継続に向け、定期巡回・随時対応型訪問介護看護等の訪問系サービスを充実させるとともに、24時間365日の相談等、相談支援体制の強化、見守り体制の充実や、地域による支援体制づくりを進めていく。また、ひとり暮らし高齢者の増加に対し、孤立による生活空間の縮小や、消費者被害、認知症の進行等の異変を早期に察知し、防止に向けて必要な支援を行えるよう、地域の住民や関係機関による見守りのネットワークを強化する。また、自宅での要介護者の生活の維持・向上のためには、家族介護者が安心して介護できる環境づくりを行うことが大切であり、就労中の家族介護者も多いことから、仕事と、介護など家庭生活との両立の実現に向けた介護負担の軽減及び就労環境の改善が必要である。そこで、介護者への体系的な支援体制の一層の充実を図る。

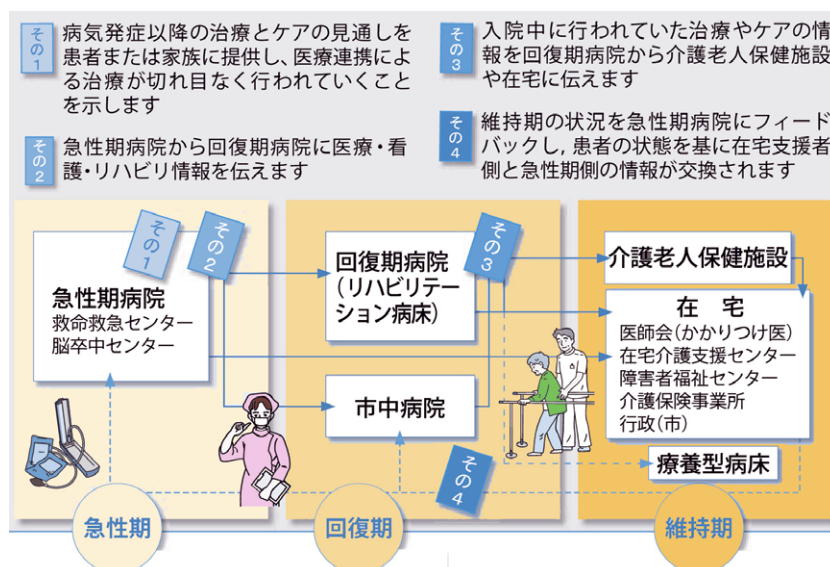
障害者の地域生活を支援する基幹相談支援センター、地域活動支援センター、指定特定相談支援事業所の連携を強化し、地域の中核となる地域活動支援センターの機能を充実させ、障害ケアマネジメントの質の向上と利用の促進を図る。

■要支援・要介護認定者数の実績と推移

(平成26年度実績値、平成27～29、32、37年度推計値)



■ 脳卒中地域連携パスの流れ



(3) 保健・医療・介護・福祉の連携の推進

在宅で療養生活を継続するためには、保健・医療・介護・福祉に関係する多職種が連携した、発症から終末期までの切れ目ない支援が必要である。そのため、武蔵野市医師会と市が共同設置する武蔵野市在宅医療介護連携支援室を核として、市が従来から取り組んできた脳卒中地域連携パス*やもの忘れ相談シート*等を活用した連携をさらに推進する。また、ICT*の活用によるリアルタイムな情報とケア方針の共有化による医療介護連携の仕組みづくりを行う。

(4) 医療の機能分化への対応

高齢化の進展等に伴い、今後は医療ニーズの高い高齢者の増加が予想される。限りある医療資源を対象者の状態等に合わせ、的確かつ効率的に提供できる体制を確保するため、初期・二次・三次救急*等医療機関の機能分化を推進する必要がある。他の自治体との連携等の検討を行いつつ、医療体制の機能分化について、かかりつけ医の重要性とともに、市民への理解と協力を求める。

(5) 生活困窮者への支援

生活困窮者自立支援法*の趣旨に基づき、生活困窮者の自立と尊厳の確保に向け、総合相談や子どもの学習支援等の事業をさらに充実させる。事業の周知や関係機関との連携に重点を置き、支援が必要な人を早期に発見・支援する仕組みづくりと、個々の状況に応じて継続的に関わっていく伴走型の支援の充実を引き続き推進する。

また、様々な社会資源を活用し、一人ひとりの状況に応じた多様な支援を行うとともに、既存の支援団体とのより一層の連携や、地域における新たな支援団体を育成していくことも検討していく。

(6) 認知症施策の推進

認知症コーディネーターリーダー（認知症地域支援推進員）を地域包括支援センターに配置し、認知症疾患医療センターなどの医療機関との連携により、認知症の早期発見やアウトリーチ*型の対応に努める。また、認知症が疑われた場合の相談や支援の流れを市民にわかりやすく示すとともに、今後ますます独居の認知症高齢者が増えていくことも勘案しながら、見守り施

策の充実や、市民への認知症理解のさらなる普及啓発を進め、若年、高齢にかかわらず、認知症の人の地域での生活を支援していく。

(7) 権利を守る取り組みの推進

判断能力が不十分な市民の生活や財産等を守るため、権利擁護事業*・成年後見制度*の周知を図るとともに、関係機関、団体との連携を一層深めていくことにより、まちぐるみで支える体制を整備していく。また、地域が一体となってあらゆる虐待の防止に努める必要があるため、虐待防止連絡会等を活用し、関係機関の連携強化や虐待問題に関する知識の普及啓発を図る。

障害者差別解消法の施行に伴い、市民一人ひとりが「必要かつ合理的な配慮」について考え、実践していくために、地域自立支援協議会などと協働して、積極的な普及啓発活動を推進する。

(8) 災害時における緊急対応

災害対策基本法の改正に基づき、各関係機関等と地域福祉活動団体との連携のもと、災害時における高齢者や障害者の安否確認や避難支援体制を強化していくとともに、発災後の生活継続支援体制を確立していく。また、災害対策を契機に、地域福祉活動の活性化を図る。

基本
施策

3

誰もがいつまでも健康な生活を送るための健康づくりの推進

メンタル面に関わる疾患の増加や、新たな感染症の流行など様々な心身の健康をめぐる課題が発生する中、それらを未然に防ぐための対策を行う。誰もがいつまでも心身ともに健康な生活を送れるよう、生涯を通じた健康づくりを進める。

(1) 健康寿命の延伸に向けた施策

健康寿命の延伸のため、年代に応じ、生涯を

通じた健康づくりと、疾病の早期発見・早期治療の観点から、がんの予防や生活習慣病の重症化予防に効果的な事業を実施するとともに、心身ともに健康な生活が送れるよう、食を通じた事業を推進する。

特に、高齢者が主体的に健康づくりや介護予防に参加できる仕組みについては、既存事業の整理体系化も含めて「新しい総合事業*」の中で地域の力を活かしつつ、推進していく。



不老体操

(2) こころの健康づくり

生活課題の複雑化などにより、メンタル面に関わる疾患の発症が増加している。早期発見と早期対応がこころの健康の回復、ひいては、自殺の予防にもつながる。こころの健康に対する市民の意識向上や知識の普及に取り組む。また、メンタル面に関わる疾患が複合的要因によるものであることを踏まえ、関係機関との連携強化を図るとともに、発症を予防するための効果的な取り組みの情報共有を進め、相談体制を充実する。

(3) 感染症発生への対策

新型インフルエンザ等対策行動計画に基づき、発生に備え関係部署と連携して必要なマニュアル等の整備を進めるほか、その他の危険性の高い感染症発生時においても市民の生命及び健康を守るための対策強化に努める。

基本
施策

4

誰もが地域でいきいきと輝ける
ステージづくり

年齢や障害の有無にかかわらず、誰もが社会の中での自己の役割に自信と誇りを持ち、生きがいを持って充実した日々を送れるよう、地域における活動の場を確保するための取り組みを行っていく。

(1) 高齢者・障害者の活動支援の促進

高齢者にとっては、社会参加が最大の介護予防や健康寿命の延伸につながるという考えのもと、高齢者が社会における役割を見だし、仲間づくりや地域活動などに参加しやすい仕組みをつくっていく。そのため、高齢者の社会参加・社会貢献活動への参加の意欲を高めるとともに、地域による支え合いの仕組みを推進するため、地域支え合いポイント制度（仮称）の創設と先進的な活用方法を検討する等、多様な取り組みを支援する。また、障害者や引きこもりの人が、社会の一員であることを自覚でき、孤立したり疎外感を感じたりすることなく暮らしていける環境づくりが重要である。さらに、高齢者だけでなく障害者も、社会参加や文化・芸術、スポーツを通じて自己実現を図れる仕組みづくりを推進する。



障害者への日中一時支援事業者による展示

(2) 高齢者・障害者の雇用・就労支援

高齢者・障害者にとっても、就労は経済的に

自立する手段であるとともに、生きがいとなる活動でもある。就労にあたって、一人ひとりの実情に配慮した支援を行うとともに、企業や事業者に対する働きかけや支援も必要である。（公社）シルバー人材センターに対し、介護保険制度改正による生活支援サービスのニーズの増大や、これまでも行ってきた生活の中でのちょっとした困りごとへの対応など、事業拡充に向けた支援を行っていく。また、高齢者のさらなる雇用促進に向け、（公社）シルバー人材センターの一般労働者派遣事業への参入についても検討を促す。

さらに、平成30年の改正障害者雇用促進法施行に向けて、障害者就労支援センターを中心とするネットワークを活用し、事業者に対する周知と雇用・就労支援を実施していく。

(3) 介護・看護人材の確保

深刻化する介護・看護の人材不足に対応するため、関係団体と連携し、介護職や看護職等を対象とした研修の充実を図るとともに、介護・看護職員が自らの仕事にさらなる意欲を持って働き続けられる仕組みづくりを推進する。経験を有する潜在的な有資格者の再就労支援や、広域連携を視野に入れた人材の確保についても検討する。また、先進的な知識や技術を共有化することにより、介護・看護現場の活性化や質の向上を図る。



介護・看護事業者による事例発表
（ケアリンピック武蔵野 2015）

(4) 地域資源とニーズのマッチング

介護保険サービスを補完する生活支援サービスの充実のためには、地域の高齢者等が担い手として活躍できることがより重要となってくる。地域のニーズを掘り起こし、既存の地域資源や人材とのマッチングやネットワークづくりの中心的な役割を担う生活支援コーディネーターを地域包括支援センターに配置するとともに、生活支援サービスの体制整備を検討する。

基本 施策 5 住み慣れた地域での生活を 継続するための基盤整備

地域での生活継続を可能にする住まいなども含めたサービスを持続的に提供するために、既存のサービスのあり方を検証し、財源の確保に努めるとともに、当事者や介護者のニーズを把握したうえで、民間の活用も含め、計画的な基盤整備を行っていく。

(1) 福祉サービスの再編

障害者の高齢化・重度化・重複化や介護者の高齢化により、居住系サービス基盤（グループホーム等）などのさらなる整備に対するニーズは介護者を中心に高まっている。重度の障害があっても住み慣れた地域での生活を継続していくことが可能な、相談支援機能や緊急時の在宅生活のバックアップ機能などを備えた地域生活支援の拠点となる入所施設の市内整備も必要である。障害者福祉センターについても、今後の障害者福祉施策の中での位置付けを検討したうえで運営体制等の見直しを図る。

障害者総合支援法の法内サービスの充実などにより、引き続き扶助費の増加が見込まれる。そのため、既存のサービスを検証し、再編を行うことによって、財源の配分を基盤整備にシフトさせていく。また、福祉サービス事業所の第三者評価受審の勧奨等を行うことで、引き続き

サービスの質の向上を図っていく。（公財）武蔵野市福祉公社と（社福）武蔵野市民社会福祉協議会は、自助・共助・公助による“まちぐるみの支え合い”を推進していくため、それぞれの役割の明確化を行ったうえで統合の準備を進める。

(2) くぬぎ園の跡地利用

医療ニーズの高い障害者に対応可能な施設の整備等が課題である。くぬぎ園*の跡地の活用については、高齢者と障害者を一体的にケアすることができ、かつ、地域での生活継続にも十分に配慮した医療系サービスを核とする多機能複合型施設の設置等を視野に入れ、土地の所有者である東京都と継続的に協議を進めていく。

(3) 特別養護老人ホームの市内整備

後期高齢者の増加に伴い、今後も中・重度の要介護高齢者の増大が見込まれるため、介護予防拠点も含めた地域包括ケア推進機能を併設した特別養護老人ホームを市内に誘致する。

(4) 市有地活用などによる福祉インフラ整備事業の検討

福祉サービスの基盤整備を計画的に行っていくため、東京都の福祉インフラ整備事業やPPP（公民連携）*の手法等を参考に、未利用の市有地を活用するなど、中長期的な展望に立った本市独自の福祉インフラ整備事業を検討する。

■ 主な事業の実施予定及び事業費

主な事業	事業費（単位：百万円）				
	H28	H29	H30	H31	H32
地域包括ケアシステム（まちぐるみの支え合いの仕組みづくり）の推進					
介護予防・日常生活支援総合事業（新しい総合事業）の実施	154	47			
在宅生活を支援するサービスの充実					
地域療育相談室ハビットを中心とした地域療育支援体制の充実	19	10	10	10	10
在宅医療・介護連携推進事業の実施	4	4			
生活困窮者への支援					
権利擁護事業・成年後見制度の利用の促進	3	3	3	3	3
がん予防の推進					
キャリア活用による社会貢献活動の推進					
福祉人材の確保と育成					
重度の障害のある人に対する施設整備と支援のあり方の検討					

※事業費については、新規事業と建設事業を除きレベルアップ分を記載し、未定もしくは経常経費は空欄とした。